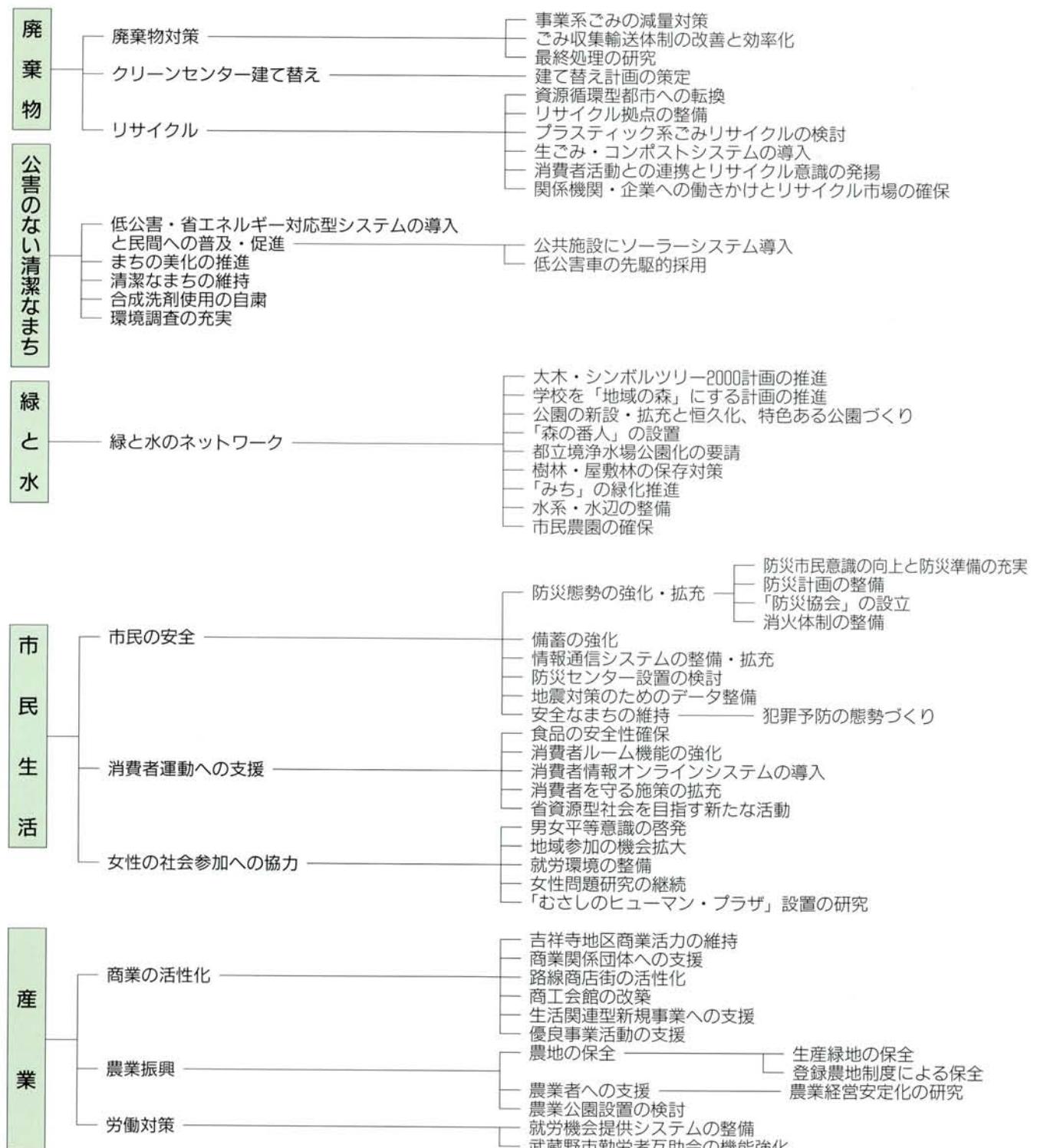


III. 環境・市民生活・産業

施設の体系



- ※ 家庭や事業所から出されるごみは、最終処分場に運ばれて埋め立てられるが、ごみ量の急増により埋め立て終了時期が早まるという予測もされており、ごみの減量と新しい処分場の確保が問題となっている。
- ※ ごみの減量化を推進するため、無駄な包装をなくしていくこうというもの。市でも簡易包装推進運動を実施している。
- ※ 可燃ごみの焼却処理により発生する残灰に、再度熱を加え溶融すること。その結果容積が約2分の1になり、溶融物は路盤材、埋戻し材等として有効利用されている。

廃棄物の再生および再利用を目的とした施設。再生品・不用品の交換販売なども含め、ごみ減量に向け、大きな役割を持つ。

stockyard
再生および再利用できる廃棄物を、一時的に保管しておく場所。

1. 廃棄物

増え続ける廃棄物にどう対処するか、これは特に都市自治体に課せられた緊急課題である。ごみの減量、最終処分場の問題、クリーンセンターの建て替え問題など、手間と費用のかかる問題が山積している。市は、粘り強く、これらの問題に取り組まねばならない。

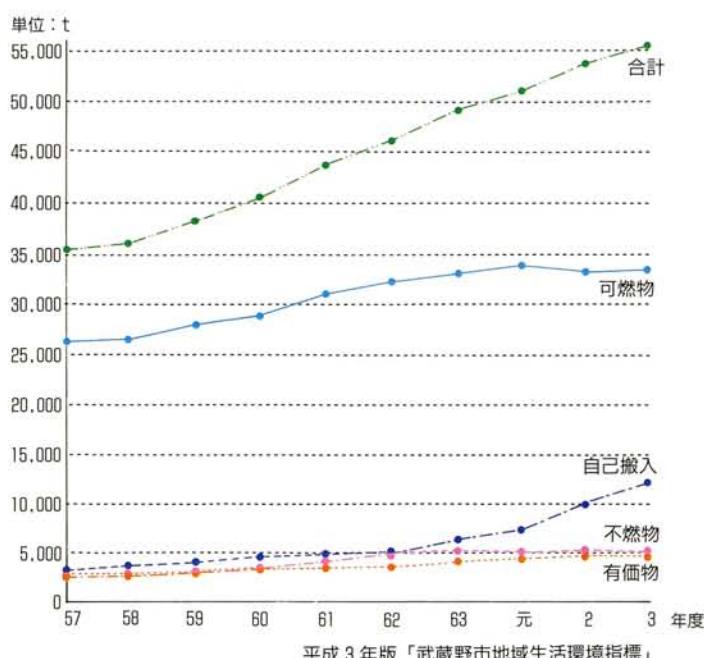
また、一方、廃棄物処理技術やリサイクル技術は、今後急速に進歩していくことが予想されるので、それらの発展に即応し、しかも長期の見通しを持って、環境対策を考えることのできる、常設の専門委員会が必要になってきている。

(1) 廃棄物対策

1) 事業系ごみの減量対策

- ① 増え続ける事業系ごみの減量を図るため、分別の徹底や資源ごみのリサイクル化への指導を強化するほか、製造責任の明確化を追求する。
- ② 商店街ぐるみの協力により、無包装ないし簡易包装を促進する。

■ごみ量の推移



2) ごみ収集輸送体制の改善と効率化

ごみステーションの近代化や、高層団地新設の際に真空移送システムの導入などを検討し、輸送体制の改善と効率化に努める。

3) 最終処理の研究

ごみの最終処分場は、現在一部の限られた地域に依存しているが、いつまでもその恩恵に浴していられる状況ではない。その確保は、近い将来わめて困難になることが明らかである。今後は、ごみの減量と分別の見直しによる、資源ごみのリサイクル化を徹底し、さらに様々な最終処理の可能性を、広域的な協力関係の中で研究していく。

(2) クリーンセンターの建て替え

発生するごみを、将来にわたって安定的に処理するため、低公害型の建て替え計画を策定する。その際、残灰の溶融や余熱利用、リサイクル施設とストックヤードの併設などをあわせて検討する。しかし、この事業は、膨大な経費を必要とするので、基金化



クリーンセンターの余熱は、温水プールと第四中学校プールへ。

※※ compost system コンポストとは、英語で堆肥のこと。生ごみを簡単に堆肥化するコンポスト容器の普及により、ごみの減量化を図る。
※※ deposit system 飲料水などの瓶や缶に、一定の預り金を上乗せして販売し、買った人が空き容器を返却すると預り金相当額を払い戻すシステム。

など、財政面の配慮を十分にしておく必要がある。

(3) リサイクル

1) リサイクル拠点の整備

省資源・省エネルギーの消費者教育を兼ねて、再生・販売ができる体制を整えたリサイクルセンターの設置を検討する。可能であれば市民が常時利用できるリサイクル＆リペア－工房を併設し、日常的なリサイクル活動の拠点とする。

2) プラスチック系ごみリサイクルの検討

溶融再利用または燃料化の研究が進められており、その推移を見ながらリサイクルの可能性を最大限追求する。

3) 生ごみ・コンポストシステムの導入

公共施設（給食調理場、学校、保育園など）へ積極的に導入し、さらに外食産業、家庭への定着化を進めていく。

4) 消費者活動との連携

牛乳パック、廃食用油の回収をさらに促進し、過剰包装の廃止、コンポストの普及、環境教育による啓発なども含めて消費者活動と連動させ、大量消費と使い捨てへの反省とともに、リサイクル意識の発揚に努める。

5) 関係機関・企業への働きかけとリサイクル市場の確保

製造・販売責任を明らかにするデボジット制の導入や、OA機器のペーパレス化など、ごみを増やさないしくみづくりを関係機関・企業に働きかける。また、協力的な企業、商店などを顕彰する制度も取り入れていく。

また、リサイクル市場確保の意味で、市および関連諸機関は、リサイクル商品を積極的に購入するとともに、市民へのPRを行い、リサイクル商品の購買を促進する。

2. 公害のない清潔なまち

良好な環境が、快適な生活を保障するという観点で、公害のない清潔なまちを維持するため、私たちの暮らしに密着した課題から地道に取り組んでいく。

1) 低公害・省エネルギー対応型システムの導入

公共施設の新設・改築に際して、ソーラーシステムの導入（冷暖房、給湯、光源など）を進める。また低公害車（電気、ソーラー、メタノールなど）を試行的に庁用車に採用するなど、機運を先導していく。

2) まちの美化と清掃

ごみの散乱はまちの風格を損ない、人の心を傷つけ、治安にも影響を与える。市民の協力により、自分のまちは自分できれいにするという意識の高揚と実践のしくみを作る。



市内全域でのクリーン大作戦。

3) 合成洗剤使用の自粛

使用実態など情報収集に努め、使用自粛の啓発を引き続き進める。

4) 環境調査の充実

大気汚染や自動車騒音・振動などの現況把握のため、測定機器を整備して監視体制を強化する。また、必要な分析を実施して、データと評価を、市民にわかりやすく説明する。

※ 市立小・中学校地及び隣接する道路の緑地スペースを見直し、児童・生徒・地域住民にとって潤いのある緑地空間としての地域の森に変えていく計画。

3. 緑と水

「緑豊かな住宅都市」を維持し、市民に潤いのある生活をもたらすため、緑化と水辺の整備を推進し、公園などの「面」を「線」(みち・水系)でつなぐ、緑と水のネットワークを完成させる。[→P85・IV 緑地計画]

1) 大木・シンボルツリー2000計画の推進

西暦2000年までに2000本を残し、22世紀に樹齢100年以上に育てるための施策を推進する。

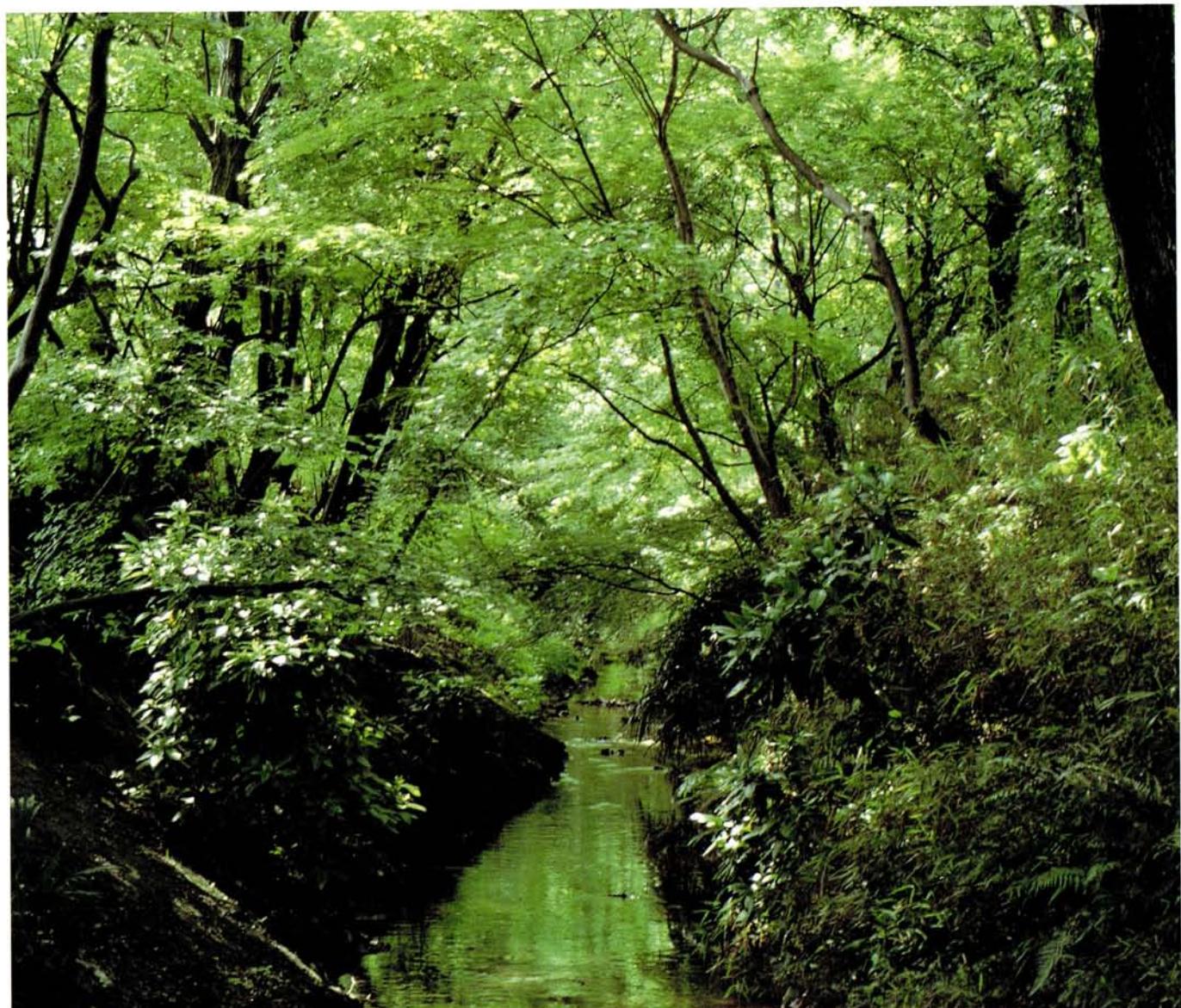
2) ^{*}学校を「地域の森」にする計画

市立小・中学校校地および隣接道路を、潤いのある緑地空間－地域の森に変えていく。

3) 公園の新設・拡充と恒久化

借地公園の買収と公園欠落地の用地確保を進め、市立公園の拡充と恒久化を図る。また、地域性や市民ニーズにあった特色ある公園づくりを目指す。

4) 「森の番人」の設置



緑と水は市民生活に潤いを与えてくれます。昭和61年に玉川上水清流復活。

- ※ 多摩川から取水された原水を村山・山口貯水池にいったん貯留し、これを導入して緩速濾過によって浄水している浄水場。面積約21万m²、施設能力31万5千m³/日で、都水道局全施設能力の約5%を占める。昭和8年完成。
- ※ 農家の屋敷内に、境界の区分や防風・防火・防砂などの防災効果や、用材や木材の採取といった、多様な目的・用途のためにつくられた樹林のこと。農家の生活と密接に関わるばかりでなく、農村風景をつくる要素にもなっているが、農家の減少、生活様式の変化により、その数は減ってきてている。
- ※ 身近に農業的環境または体験できる農耕地を持たない都市住民に、農業活動への参加、体験、見学をさせることにより、レクレーション的活動をとおして農業への理解、教育、親しみを感じさせることを目的とする公園。

公園の整備とあわせて、市民に「森の番人」となってもらい、地域の森を愛し、育てていく。

5) 都立境浄水場の公園化の要請 [→P85・IV 緑地計画]

浄水場機能を阻害しない範囲で、公園として整備していく方向で、粘り強く都に要請していく。

6) 樹林・屋敷林の保存対策

相続税対策などで減少していく樹林や屋敷林を保存していくための対策を早急に検討する。

7) 「みち」の緑化推進

接道緑化（生け垣）や市民の散歩道の整備を推進し、潤いの感じられる「みち」を作り出していく。

8) 水系・水辺の整備

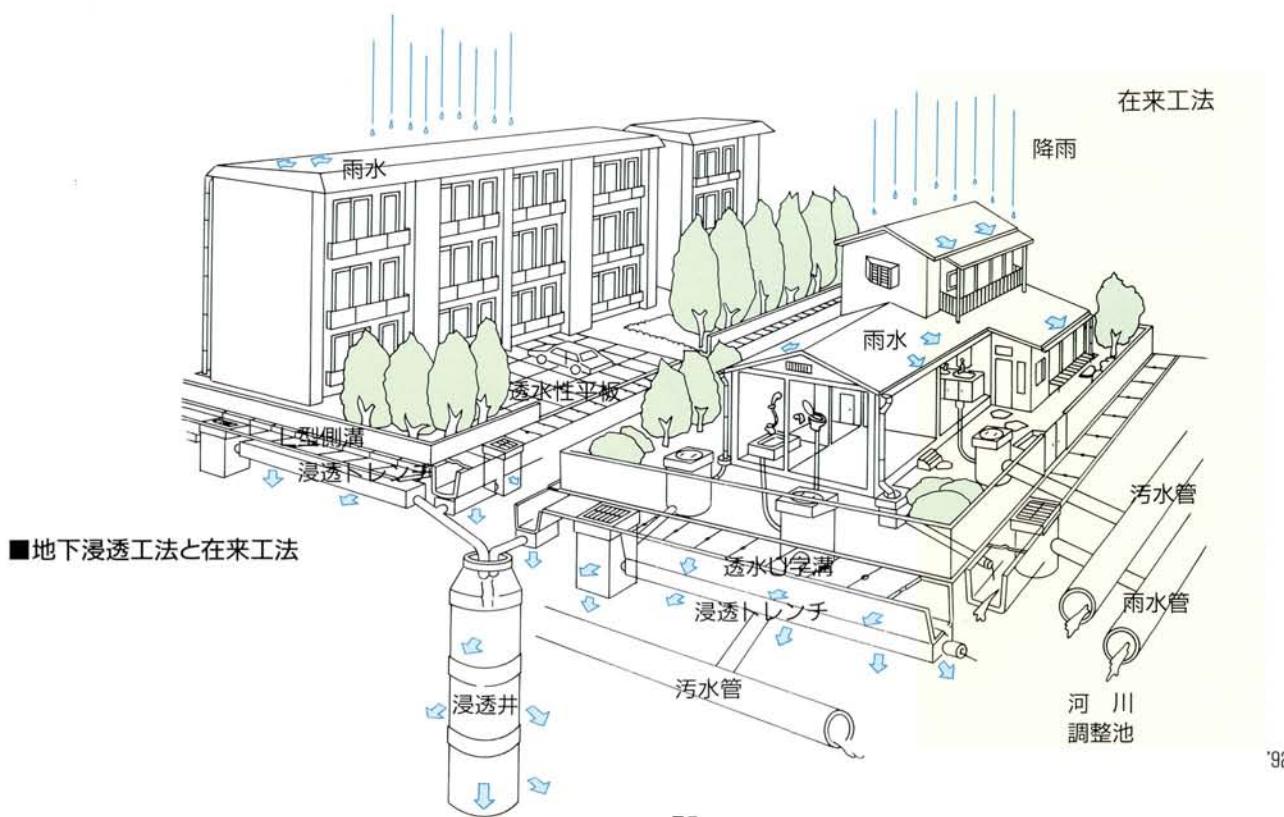
市内に数少ない水系・水辺である、玉川上水、千川上水、井の頭公園などの整備に努め、親水空間を保全する。

9) 市民農園の確保

生産緑地指定外の農地を、可能な限り市民農園として確保する。規模の大きな農地は、農業公園として、より多くの市民が緑に接することのできるように配慮する。



歩くのが楽しみとなる美しい生け垣。



4. 市民生活

(1) 市民の安全

1) 防災態勢の強化・拡充

武藏野市の地盤は良好なため、地震の被害は比較的小さいと予想される。しかし、高齢者、病人、障害者などの安全の確保や正確な情報の収集と伝達のシステム化が不可欠である。防災施設の整備などハード面での対応 [→P94・災害に強いまちづくり]に加えて、平常から初期消火活動の訓練や、被害の分析などを積み重ねておく必要がある。

① 防災市民意識の向上と防災準備の充実

「自分の命と自分のまちは自分たちで守る」という意識づくりを目指して、啓発事業の充実強化と小・中学生への防災教育を行う。また、防

災大学修了生による防災組織づくりも支援する。

② 防災計画の整備

災害応急対応のマニュアル作成、庁内組織づくりとシミュレーションの実施などによって緊急初動態勢を確保する。また、災害時の、関連機関相互の協力体制、近隣市や姉妹・友好都市との相互援助システムを整備する。

③ 「防災協会」の設立

地域の防災に関し、意識啓発、相談、点検、指導など、きめ細かく配慮の行き届いた対応が可能な体制を作る。

④ 消火体制の整備

老朽化した消防団詰所の改築、ポンプ車の買い換え、街頭設置の消火器の充実、家庭用消火器

■防災施設

(平成3年7月1日現在)



非常災害用給水施設

非常時の水の確保のため、深井戸に自家発電装置を設置しています。

備蓄倉庫

災害にそなえて、市立の中学校をはじめ市役所等にカシバシ、炊飯器、洗濯トイレス、米ぬか、毛布、コサなど備蓄しています。

被災者一時宿泊施設

火事などで、住む家を失った方のために、一時的な宿泊の施設を用意しています。

防災行政無線屋外拡声子局

災害についての正確な情報を市役所から市民のみなさんへ迅速に伝えるための施設です。

※ 消費者被害の救済や未然防止に役立てるとともに、消費者からの情報提供の要求に応じるためのデータベースシステム。東京都の消費者センターや区市町村の端末機からオンラインで情報検索ができる。

の普及などによって、初期消火体制を整備する。

⑤ 備蓄計画

飲料水確保のため、貯水槽および給水施設を設置する。食糧・寝具などのほか必要な物資の備蓄を充実させていく。

⑥ 情報通信システムの整備・拡充

情報通信機器を整備・拡充し、東京都の防災計画と整合性の取れた協力体制を作るとともに、地域防災無線をさらに整備する。また、機能維持のための日常的な試験運用と、伝達能力の向上が必要である。

災害時における情報活動の拠点となる「防災センター」は、他施設への併設を含めて検討する。

⑦ 地震対策のためのデータ整備

既存の地震計の機能を高めて、地震に対する市域の応答特性のデータを蓄積する。また、水道用深井戸などのボーリングデータを収集して、強震動特性を把握し、これを参考にして被害想定と対策を講じる。この結果は、市民に十分に説明する。

2) 安全なまちの維持

市民の日常生活の安全は、すべての市民活動の基礎である。国際化の進行に伴い、まちが多国籍化し、風俗・習慣などの違いから、価値観が多様化して、新たな犯罪や暴力の芽が発生する可能性がある。街なかの汚れや風紀の乱れが、これらを誘発する危険があるので、「自分のまちは自分で守る」という意識のもとに、これまで以上に関係機関や商店街、住民との協力を強化して、安全なまちを維持していく。

(2) 消費者運動への支援

消費の拡大、商品・サービスの種類と販売形態の多様化により、消費をめぐるトラブルや被害も多発

している。市民が賢い自立した消費者となるための情報提供、相談、啓発などを、関係機関と協力して、対策を進めていく。また、消費者運動が、現在の大量生産→大量消費（使い捨て）型社会を変革していくエネルギーとなることを期待したい。

1) 食品の安全確保の方策

- ① 食品の安全性に関する講座などを開催し、啓発を図る。
- ② 消費者活動を支援し、ニーズを的確に把握して、保健所との連携により、都の検査体制に反映させるよう働きかける。

2) 消費者ルーム機能の強化と支援

新しく生じた自発的な消費者運動を支援していくとともに、改築を予定している商工会館に、「消費者ルーム」を移転し、消費者活動の拠点として、情報提供・相談などの機能を強化する。

3) 消費者情報オンラインシステムの導入

端末を設置して、^{*}都の消費者情報オンラインシステム(MECONIS)との情報交流を行い、被害の未然防止や監視に役立てる。

4) 消費者を守る施策の拡充

悪質商法防止キャンペーン、消費者と市内商業



消費者活動の新たな展開、牛乳パックのリサイクル。

※ 女性問題を解決し、市民一人ひとりの人権を尊重する男女共同参加型社会の実現のための施策の策定・推進に必要な調査・研究や情報収集、市民の学習活動や相談などを、市民参加により体系的に行うための施設。

者との定期的な意見交換など、消費者を側面から支援する施策を展開する。

5) 消費者運動の発展

消費者運動が、従来の活動パターンにとどまらず、「自覚する消費者」として、省資源型の生産・販売システムやライフスタイルを誘導する活力となるための機会やしくみを、積極的に作っていく。

(3) 女性の社会参加への協力

市民が、男女の別なく、個性と能力を発揮できる機会を、公平に与えられる地域社会を形成するための施策を推進する。この課題は生涯学習と関係が深いので、十分な連携を取る必要がある。

1) 男女平等意識の啓発

家庭、学校、地域で、あらゆる機会を通じて男女平等意識の啓発に努める。

2) 地域参加の機会拡大

市の委員会、懇談会、コミュニティ活動などにおいて、女性が積極的に参加できるようなくみづくりを検討する。

3) 就労環境の整備 [→P81・就労機会提供システムの整備]

4) 女性問題の研究の継続

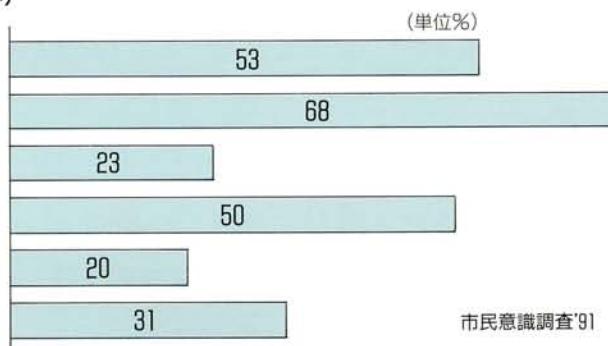
女性問題についての情報提供・調査研究・交流や相談などのサービス機能を整備し、武藏野市の女性が、誰でも自由に集まり、様々な社会的活動へと参加していく機会づくりを援助する。

5) 「むさしのヒューマン・プラザ」設置の研究

女性施策に関連して「むさしのヒューマン・プラザ」設置の提言があるが、現段階では、その内容が必ずしも明確でなく、また関連施設との整合性も取られてはいない。したがって、引き続き研究をする。

■女性問題の項目別回答割合(全体)

- 1 結婚、出産、子育てなどで、職場で不利にならないようにする
- 2 子育てが終わった女性が再就職しやすいようにする
- 3 女性が市の審議会や委員会に参加したり議会傍聴などで政治に関心をもつようになる
- 4 高齢者や病人の看護で、女性にばかり「しわよせ」がこないようにする
- 5 女性の悩みごとを、気がねすることなく相談できる場を設ける
- 6 育児・家事の分担など男女平等であることと、子供のときからよく教える



市役所での女性学講座。

※ 都市部にある農地がもつ、環境保全や災害防止の役割を評価して、その一部を指定し、計画的に残そうというもの。

5. 産業

本市は近年、周辺地域を圏域に取り込み、平成2年度現在、小売り販売・飲食の年間売り上げ額5千5百億円、市内三駅の1日乗降客数66万人、昼間人口比率107%を数えるなど、「生活核都市」として発展を続けてきた。産業構造では第三次産業、特に飲食・小売業そのほかのサービス産業の比率が高く、経年推移を見ても依然増加傾向にある。

しかし、JR中央線沿線各地区の商業集積の進行とともに、核となる吉祥寺地区は、日常的な交通渋滞、駐車・駐輪場の不足などにより、都市機能が相対的に低下し、樂觀を許さない状況が生じている。一方、路線商店街は大型店舗進出の影響を受けて多くの問題を抱えており、引き続き活性化への支援と自助努力が求められている。

農業では、残存農地約45ヘクタール（平成4年度）の75%が^{*}生産緑地指定を受けることになるが、貴重な

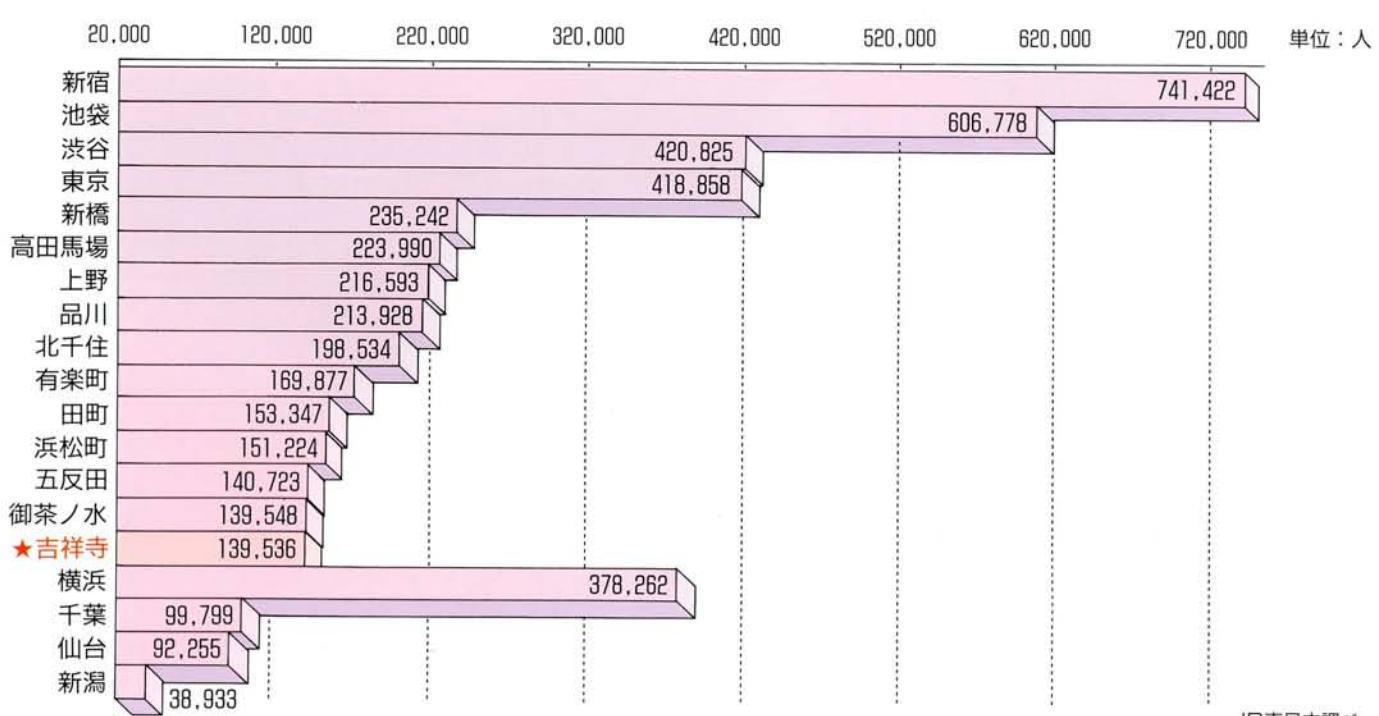
■東京の代表的な繁華街の年間販売額と商店数(平成元年)()内は集積地域数

年間販売額・単位：千億円 商店数・単位：百店舗

10	8	6	4	2	4	8	12	16	20
					新宿(4)				
					池袋(4)				
					銀座・有楽町(3)				
					渋谷(3)				
					東京駅・日本橋(5)				
					室町(1)				
					上野・御徒町(3)				
					吉祥寺(2)				
					秋葉原(1)				
					町田(2)				
					立川(2)				
					八王子(2)				
					蒲田(3)				
					二子玉川(1)				
					神保町・駿河台下(3)				
					大森(2)				
					原宿(2)				
					新橋(3)				
					浅草(1)				
					錦糸町(1)				

*'92市勢要覧

■JR主要駅の乗車人数(平成3年度の1日平均)



緑地空間を保全する意味も含めて、地域に根ざした都市地域農業を育成していく。

(1) 商業の活性化

1) 吉祥寺地区商業活力の維持

吉祥寺地区の商業活力を維持していくため、文化・健康・スポーツ・情報・趣味など、フレッシュな試みを先進的に導入することが可能な、多彩な業種の集積を図り、自由選択型の新しい魅力を創出していく。

2) 商業関係団体への支援

周辺都市の商業集積の進行に伴う市内小売業者への影響を防ぎ、活性化を図ろうとする商業団体などに対し、支援策を講じる。

3) 路線商店街の活性化

地域に密着した対面販売の利点を生かし、情報交流型の新しい魅力を創出し、活性化を図る（銀

の店、交流都市の物産あつ旋販売、エコロジー的視点の導入など）。

4) 商工会館の改築

市内商工業の振興活動の拠点として、また多目的の市民施設として活用するため、現商工会館を早期に改築する。

5) 生活関連型新規事業への支援

都市の成熟と生活様式の変化に伴い、生活・文化、スポーツ、健康、生涯学習など各分野で、今後、これまでにない事業が必要とされてくる可能性がある。市は、地域、生活に密着した生活関連型事業の創出と、支援の方策を検討する。

6) 優良事業活動の支援

商店・事業所が、営業に連動して、福祉や環境対応型の活動（高齢者・障害者向けサービス、リサイクル、デポジット、情報提供など）を行う場



都内でも有数の商業集積力をもつ吉祥寺。

※ 都市と調和した潤いあるまちづくりと農業経営の安定のため、一定規模以上の農地を登録農地として指定し、農業近代化施設等の導入を行う。

合には、これを顕彰し、支援するシステムを作り、自治体・消費者と一体となった、良好な地域環境を育していく。

(2) 農業振興

都市における農業の意義は、農産物の供給のほかに、市民にとっては緑被率の確保、災害時の避難場所、ゆとりある空間の維持、伝統文化の継承などがあげられる。こうした点を踏まえて、農家と市民との共存を図る施策が望まれる。

1) 農地の保全

生産緑地に指定された農地について、所有者より買い取りの申し出があったときは、市が買い取るか、農業委員会がほかの農業者にあっ旋するなど、農地の保全を図る。また、^{登録}農地制度などの短期的な保全の努力もあわせて行っていく。

2) 農業者への支援

新鮮な農産物の安定的供給を補完し、消費者ニ

ーズを踏まえた付加価値の高い農産物の開発を進めて、農業経営の安定を図っていく。

3) 農業公園設置の検討

市内の農地が減少し、身近で農業を見たり、体験できなくなっている。そこで、レクレーション的な要素を加味した農業体験・見学などにより、農業への理解、教育、親しみを感じさせることを目的とする公園の設置を検討する。

4) 就労機会提供システムの整備

就労を希望する高齢者と女性に対して、情報提供と相談、職場のあっ旋・紹介などのサービスを提供できるしくみを準備する。ただし、担当すべき部が複数あるので調整が必要である。

4) 武蔵野市勤労者互助会の機能強化

現在は任意団体である、勤労者互助会を財團法人化し、中小企業労働者の福利厚生事業を充実させる。

■農 地

(平成3年1月1日現在)



IV. 都市基盤

施策の体系





圈
域
別
の
都
市
計
画



1. 都市計画の課題

第三期長期計画の都市計画の基本的な課題は、緑豊かな住宅地を保護して、快適な環境を作るとともに、生活の安全や利便性を高めるために必要な、都市機能を整備していくことである。また、市民の福祉活動やコミュニティ活動を下支えする、基盤＝インフラストラクチャを、先取り気味に準備していくことも大切なことである。本計画においては、その対応を、次のような施策体系の中に求めるこにする。

- 1) 土地利用計画の樹立
- 2) 市街地整備の推進
- 3) 住宅政策
- 4) ハイモビリティ都市の構築
- 5) 自転車対策の推進
- 6) ライフラインの整備
- 7) 災害に強いまちづくり
- 8) まちづくり推進体制の整備

2. 都市基盤整備の新たな視点

(1) 基礎的住宅街区の保全 [→P90]

大規模な商業地域に隣接する住宅街区は、その影響を強く受ける。地価の高騰、地域に定着した市民の減少、日常生活に不可欠な商業の撤退などにより、市民の生活を支える基盤がつき崩されていく。しかも、このようなコミュニティの崩壊は、何よりも近隣関係、まちづくりの絆となる人間関係の崩壊を通じて進行しており、このような問題との取り組みが不可欠である。そこで、比較的小規模な単位の住宅街区に着目し、都市計画手法をうまく組み合わせて、その街区の個性に適合した、きめ細かな保全政策のパッケージを作り出していく必要がある。

(2) 広域協力—応分負担

本市の市政運営は、武藏野市民だけでなく、三多摩の広域市民の目から見て、うなづけるものでなければならない。また、広域的な利益のためには、本市としてはあまり歓迎できない分野でも、応分の負担を受け入れる必要がある。都市計画道路、公団住宅、対象を武藏野市民に限らない福祉施設や駅前駐輪場などがその典型である。ただし、その場合には、当該事業の必要性、具体的な事業内容、影響の予測などの調査を十分に行い、市民に説明して、理解を得る必要がある。

(3) TWCCの理念

市の施策の実質的效果を評価するためには、関係する過程を全体的に考察し、最終的なサービスあるいは市民の満足の程度で、これを評価する必要がある。また、高いサービスを実現するためには、縦割行政の枠を超えて、総合的な計画技法を工夫しなければならない。特に、「生活核都市」を充実するためには、“TWCC”(Total Welfare Configurated City=都市基盤整備の段階から将来の福祉政策の展開を先取りして、積極的に織り込んで都市計画され

た都市のこと)の理念が不可欠である。

3. 施策の体系

(1) 土地利用計画の樹立

1) 用途地域の定期的な見直しと公共用地の取得

都市計画法および建築基準法の、新しい用途地域メニューを活用して、用途地域の見直しを行う。その際、単純な緩和をすることはしない。また、将来の利用性を考慮して、適地を機動的に取得し、公共用地のいっそうの拡大に努める。

2) 緑地計画 [→P74・III 緑と水]

- ① 公共施設の緑化をいっそう推進する。
- ② 公園を拡充する。
- ③ 玉川上水および千川上水においては、水質をさらに改善して、水中の生物相を改善する。近年、河川環境の整備について、多くの方法が研究されているので、都とも協力しつつ、適当な事業を進める。あわせて、沿道の帯状地域を、面的に自然・生態系を保存する地域として、緑化を進める。この緑化帯および上水には、子どもたちが自由に入り、虫採りなどもできるよう工夫する。同じように、仙川の保全に努め、暗きよ化を避け、水辺空間の観点から整備する。
- ④ 井の頭公園は、市民にとって貴重な水辺空間でもあるので、その湧水の保全に取り組む。
- ⑤ 境浄水場の公園利用 [→P75・III 都立境浄水場の公園化の要請] を核として、上述の玉川上水の自然環境整備、武藏境一閑前の緑道整備などを結合し、緑と水のネットワークの拠点を作る。
- ⑥ 土壤汚染の監視と地下水のかん養および保全を、上水道用深井戸の保全調査と連携して行う。
- ⑦ 生産緑地が維持されるよう、適切な補助施策を検討するとともに、将来の買い取り請求に備えて、資金などの準備計画を立てておく。同時に、生産緑地が適正に管理されるよう監守する

必要がある。

(2) 市街地整備の推進

1) 都市計画道路の整備促進

幹線道路の整備を、着実に進める。その際、歩行環境、緑化、玉川上水などの環境保全に留意する。幹線道路は、都市の骨格を形成し、その機能を下支えする重要な基盤であり、他の施策の進展にテンポをあわせた整備が必要である。また、事業の実施に際しては、将来の交通の量および性格

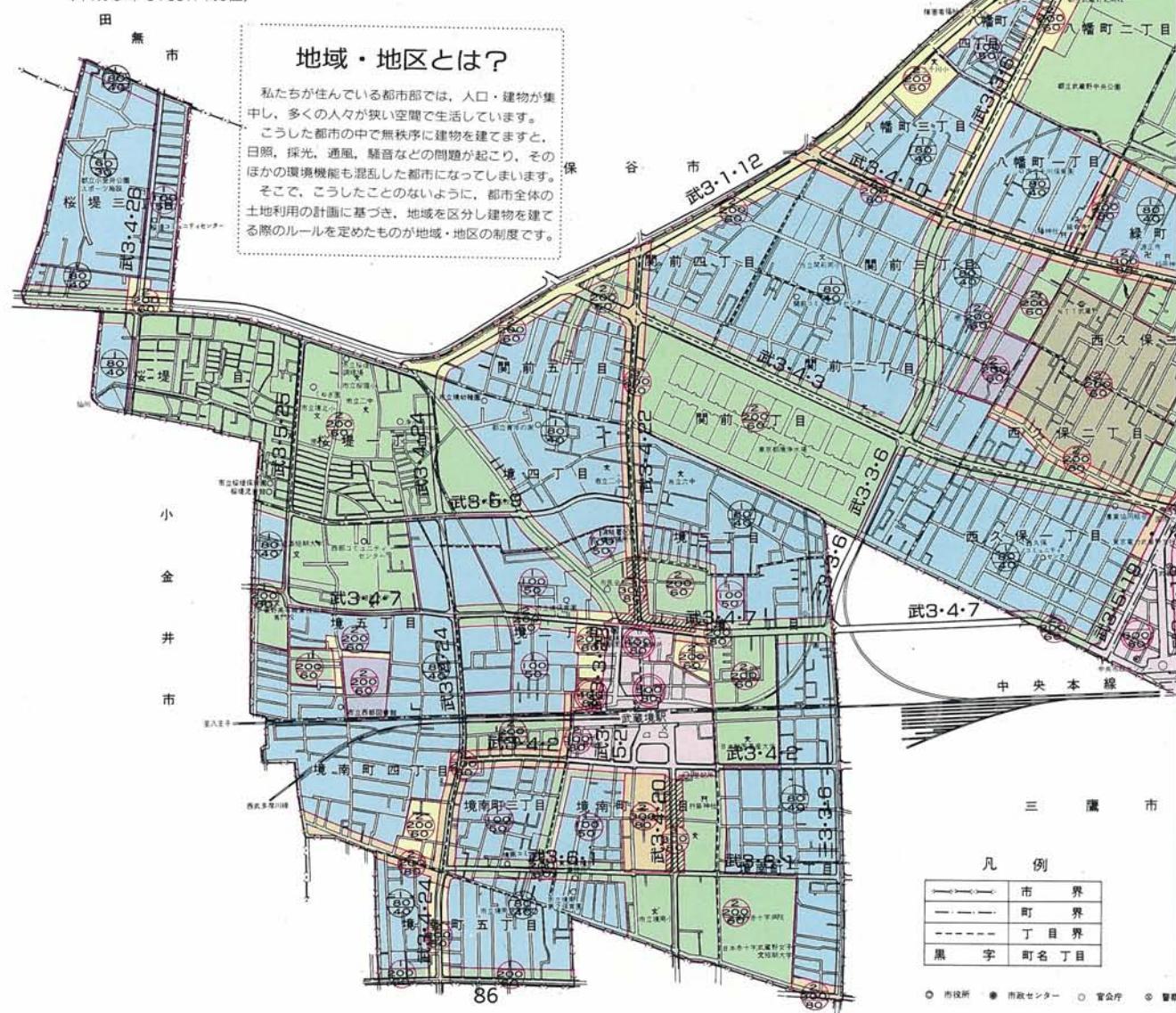
の予測、事業の詳細、関連する環境保全対策などを、市民に明示して、十分な議論を経る必要がある。

① 市施工の都市計画道路の整備の促進

3・3・23号線（武蔵境本町通り）、3・4・7号線（温泉通りおよび亜細亞大学通り）、3・4・16号線（吉祥寺通り）四軒寺～練馬区境間、3・5・17号線（成蹊学園通り）を完成させる。3・4・13号線五日市街道～井の頭通り間および、7・6・1号線（玉川上水べり）三鷹駅南

■都市計画用途地域・地区・日影規制区域

（平成3年3月31日現在）



口～むらさき橋間を事業化する。

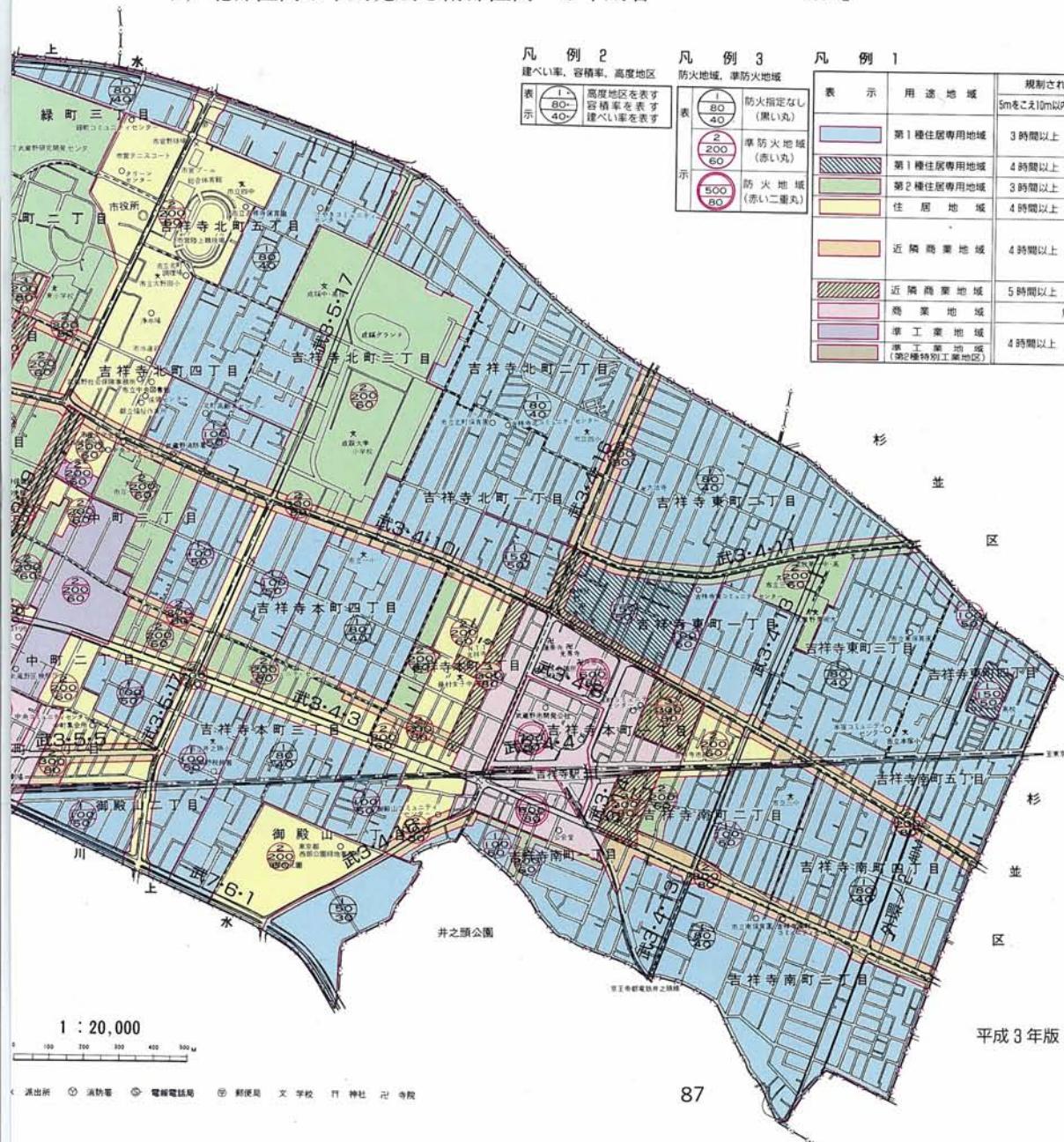
② 都施工の都市計画道路の整備の促進

3・1・12号線（五日市街道）女子学院前区間および3・4・10号線（五日市街道）八幡宮前区間の早期完成、3・3・6号線（調布・保谷線、関前地区）井の頭通り以北の早期完成と井の頭通り以南区間への早期着手、3・4・11号線（女子大通り）、3・4・22号線（武藏境通り）北部区間の早期完成と南部区間への早期着

手、3・4・24号線（天文台通り）、3・4・2号線（天文台通り）の早期着手を促す。

2) 道路の新設および改修

- ① 市道の改修および拡幅整備を進める。
- ② 西部地域（境南町、境、桜堤）の生活道路を、雨水幹線の設置と連携して、面的に整備する。
- ③ 関前地区では、区画道路の設置が進行しているので、これを推進する。[→P99・関前地区的都市計画]



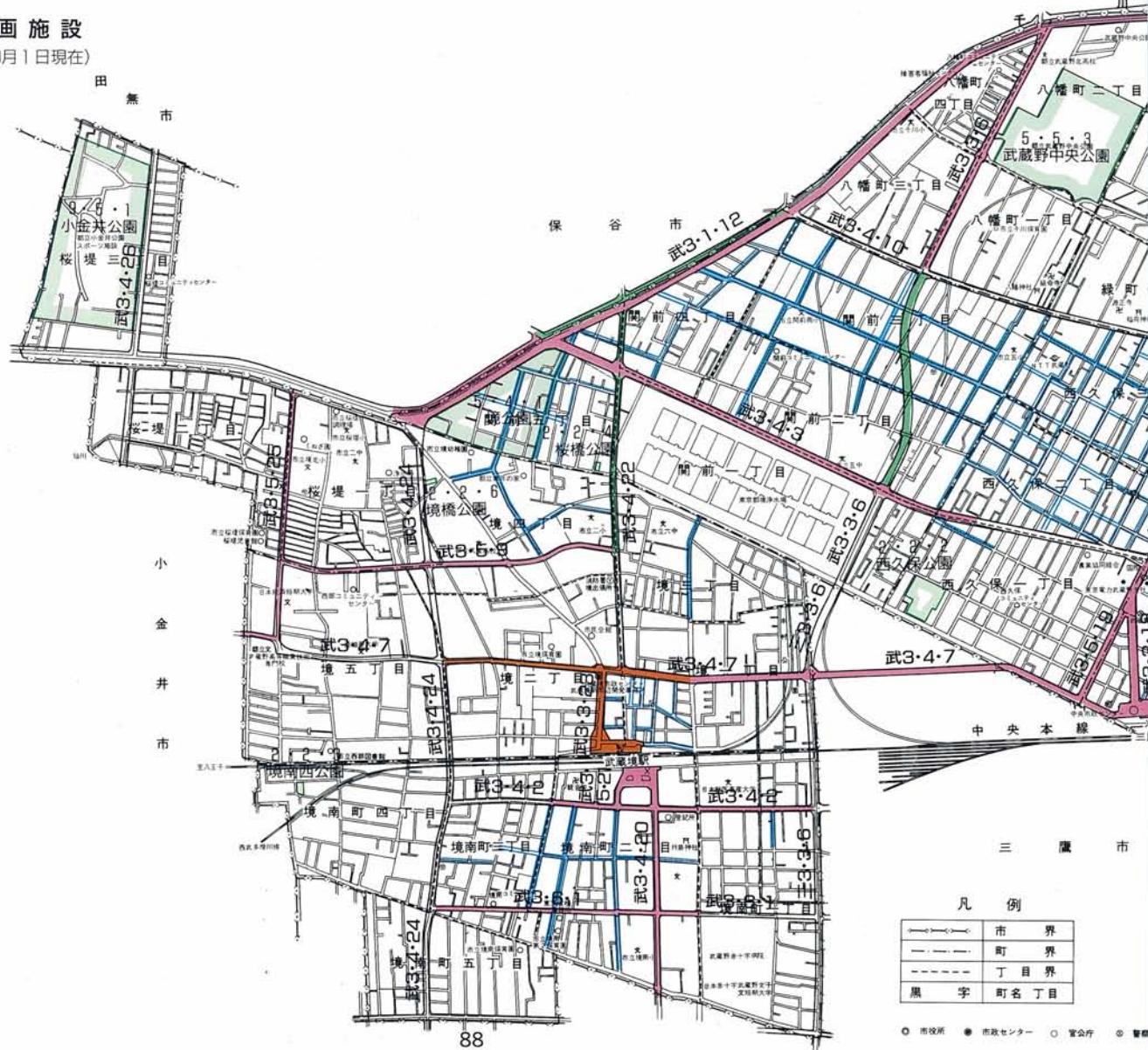
※ 幅員4m未満の道路。建築基準法では4m以上を道路と定義しているが、整備されずに今日に至っている。防災上、生活環境上から整備が必要とされている。武蔵野市では、道路延長239kmのうち85km(36%)が狭い道路である。

- ④ 吉祥寺東部地区の交通事情の改善のために、杉並区との境界地域の生活道路の整備を検討する必要がある。

3) ***狭い道路の整備**
狭い道路（幅員が4m未満のもの）を整備する。住民の協力を前提とした、民地の敷地後退を基本とする、計画の検討が進んでおり、要綱を作成しこれを推進する。

4) **都市景観の形成**

■都市計画施設 (平成3年10月1日現在)



美しく快適な都市づくりのための政策を、体系的に展開する。そのために、アメニティ都市づくり委員会が提案している「アメニティプラン」の具体化を進める。

5) 道路環境と景観の向上

- ① 右折車線の設置など、交差点の改良を進める。
 - ② 道路交通情報の収集・提供装置を設置する。
当面、主要道路に、TVカメラや情報板を設置する。
 - ③ 路上看板の規制と誘導を強力に推進する。

※ street furniture
街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチなど、歩行者に快適さを提供することを目的として道路上に設置されるものの総称。

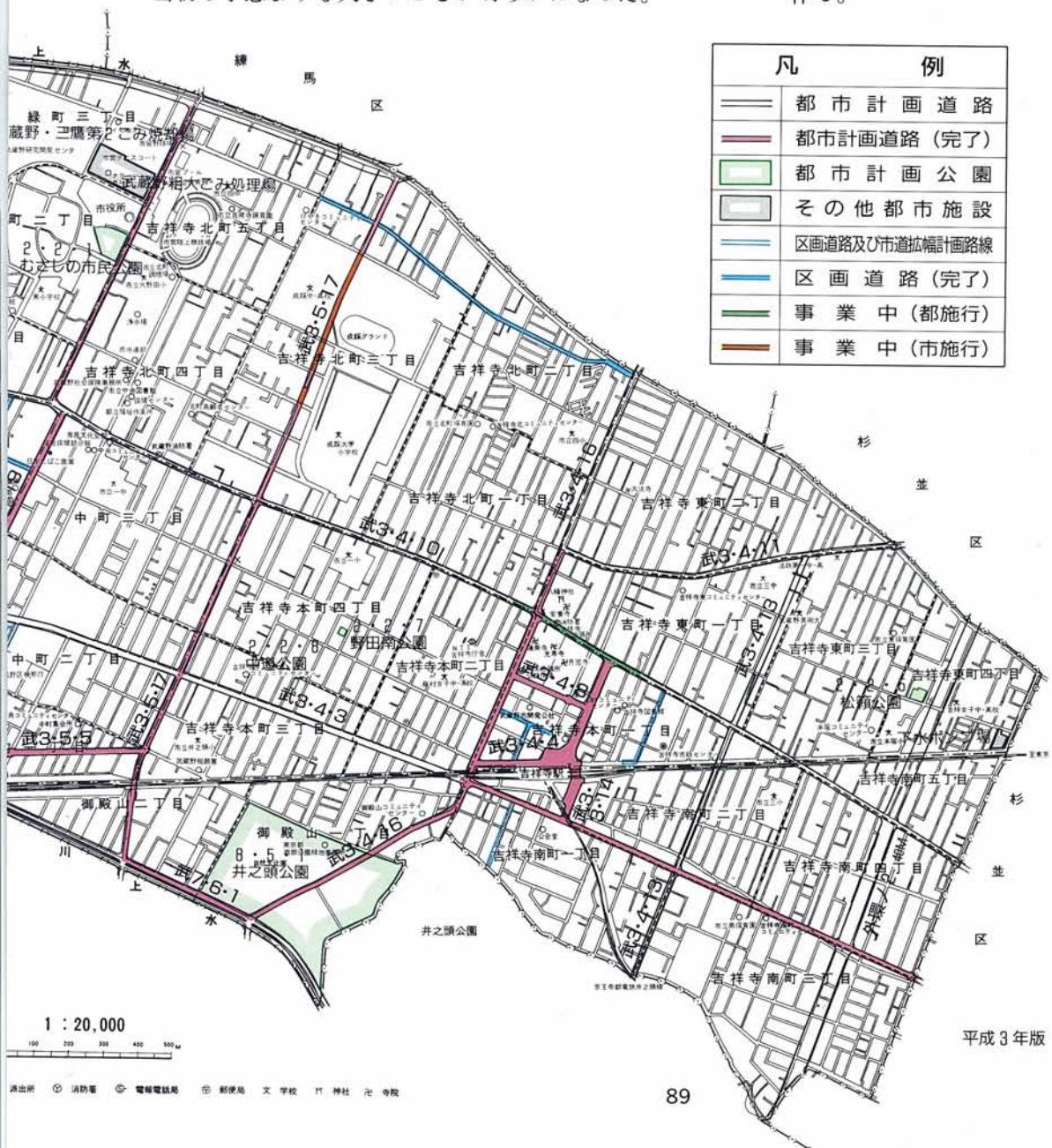
- ④ カラー舗装、^{*}ストリートファニチャーの設置、街路灯のデザインなどの景観向上モデル事業を、福祉的配慮を含めて実施する。
- ⑤ 緑化を推進する。[→P85・緑地計画]
- ⑥ 電線類の地中化は昭和63年に策定された関東地区電線地中化5カ年計画により、三駅周辺地区での地中化が実現し、この事業は終了した。しかし、この事業が都市景観にもたらす効果は、当初の予想よりも大きいことが明らかになった。

そこで、今後は、市が主体的に、地中化などを検討する協議会を設立し、推進計画を作ることにする。

6) 緑と水のネットワーク[→P74・III 緑と水、P85・緑地計画]

- ① 散歩道を整備する。
- ② 水辺の道を整備する。
- ③ 吉祥寺駅と井の頭公園を結ぶ道路を、格子状に整備し、回遊性の高いしっとりとした街区を作る。

凡 例	
—	都 市 計 画 道 路
—	都 市 計 画 道 路 (完 了)
■	都 市 計 画 公 園
□	そ の 他 都 市 施 設
—	区画道路及び市道拡幅計画路線
—	区 画 道 路 (完 了)
—	事 業 中 (都 施 行)
—	事 業 中 (市 施 行)



平成3年版「武蔵野市地域生活環境指標」

※ 市街地の良好な環境形成を図るため、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の作り方について、住民の意向をもとに、区市町村が都市計画として定める計画。都市計画法の改正に伴って地区計画のメニューも拡大され、計画が定めやすくなった。

※ 申請された建築計画がその敷地、構造、設備に関する法律や条例の規定に適合するかどうか審査し、確認する機関。人口25万人以上の市は建築主事を置かなければならぬが、それ以下の市でも置くことができる。

④ 武蔵境～閑前地区を結ぶ緑道を整備する。

(3) 住宅政策

平成3年実施の武蔵野市民意識調査によると、市民の望む武蔵野市の将来都市像の第1位は、静かで緑に恵まれた住宅都市である。しかし現実には、敷地の細分化やマンション化、緑の減少などが進行しており、適切な対策を講じないと、住環境の悪化が避けられない状況にある。本市の住宅政策は、「地区計画」という手法を中心に関開することになると見られるが、この手法は、あくまで地域住民の合意があってはじめて適用できるものである。ところで、緑豊かな住宅都市を求める声は、ふつうは、現住市民の既得権の主張から出発するものであるから、この主張が、合理的な相隣関係をうち立てるまでに進むことができるかどうかが、これから大きな問題である。

1) 住宅マスタープランの策定

平成3年に定められた、東京都の住宅マスター プランは、区市町が主体的に住宅政策を進めることを求めるところも、所要の助成を講じるものとしている。これには、本市の福祉政策にとって、重要な意義を持つものが多く含まれている。そこで、武蔵野市も、住宅政策を着実に推進する必要がある。そのため、「武蔵野市住宅マスタープラン」を策定する。その中で、市内の住宅地の現状および問題点を研究し、地区ごとの整備の基本方針を立て、これを基礎として、住環境整備の施策を開する。

2) 建築主事の導入

建築主事を導入し、現在は都に属している、建築確認事務を行う。このための、人員および予算上のコストは大きいが、住宅政策を軸とするまちづくりの必要性が高まったので、実施する。

- ① 人員計画と人材の養成、証務担当などの府内

体制を整備する。

- ② デザイン委員会などの支援態勢を工夫する。

3) 住宅・都市整備公団住宅の建て替えへの対応

緑町団地は、長期計画期間の前半に建て替える予定であり、桜堤団地の着工は未定である。

市としては、団地に住む住民の要望を尊重し、コミュニティと環境の保全の観点から、公団に対して、きめ細かで説得力ある改善案を、粘り強く提案するとともに、必要な協力を図る。その場合の重要な課題は、概ね以下のとおりである。

- ① 戻り入居希望者への対応に万全を尽くす。
- ② 高齢者住宅および関連施設群を建設する。
- ③ 駐車場の地下化を促し、公園および緑地を確保する。
- ④ 省資源を徹底するとともに、将来の地域情報化を考慮した構造にする。

4) 高齢者または障害者のための住宅の確保 [→P51]

I 老人保健施設と高齢者住宅の確保、P52・I 障害者福祉]

- ① 民間借り上げ事業を中心に、高齢者住宅を確保するとともに、都営などの高齢者住宅の建設事業に協力する。
- ② ひとり暮らし老人問題が深刻である。多くの人が民間賃貸住宅に住んでいるが、住宅水準に問題が多いので、対策を講じる必要がある。また、持ち家であっても、その相当数が老朽化しているので、改修あるいは建て替えのための公的な支援が必要である。

5) 基礎的住宅街区の保全のためのモデル事業 [→P85]

急速な都市化や、商業地域の影響を受けて、従来の良好な住宅街区の生活環境が、著しく悪化するおそれがあるとき、市民と市が協力して、多様な政策および市民運動の組み合わせにより、当該街区に真に適合する、まちづくり事業を行うもの

※ 高齢者や障害者をはじめ、すべての地域住民が安全で快適な生活を送れるよう、区市町村が一定の地域を「モデル地区」として指定し、整備する事業。「東京都における福祉のまちづくり整備指針」に基づき5年間で整備する。東京都の補助事業として平成元年度に制度ができ、平成3年度に武蔵境駅周辺が指定された。

である。必要な場合には、路線商店街の活性化も、あわせて検討する。

(4) ハイモビリティ都市の構築

交通対策は、市民の要望の強い、大きな問題である。生活の便利さは、緑豊かな住環境とともに、本市の魅力の重要な要素でもあり、これはいっそう発展させなければならない。また、モビリティ（交通のしやすさ）の確保は、福祉の観点からも、コミュニティ保全の観点からも重要な課題なので、TWCCの理念[→P85]に照らして、体系的な政策を展開する。

1) 交通渋滞対策

道路整備および駐車場の整備を着実に推進する。

2) コミュニティバスの試行

市民のモビリティを、きめ細かく高めていくために、考えられる多様なバス交通手段を試みて、本市に適合するものを、見いだしていくことが必要である。当面検討すべきルートには、交通過疎地区と駅との連絡、中央文化ゾーンとの接続、公共施設のネットワーク（移送事業その他の福祉サービスや、子どもへのサービスなど）などが考えられる。

3) 公共施設における移動の連続性の向上

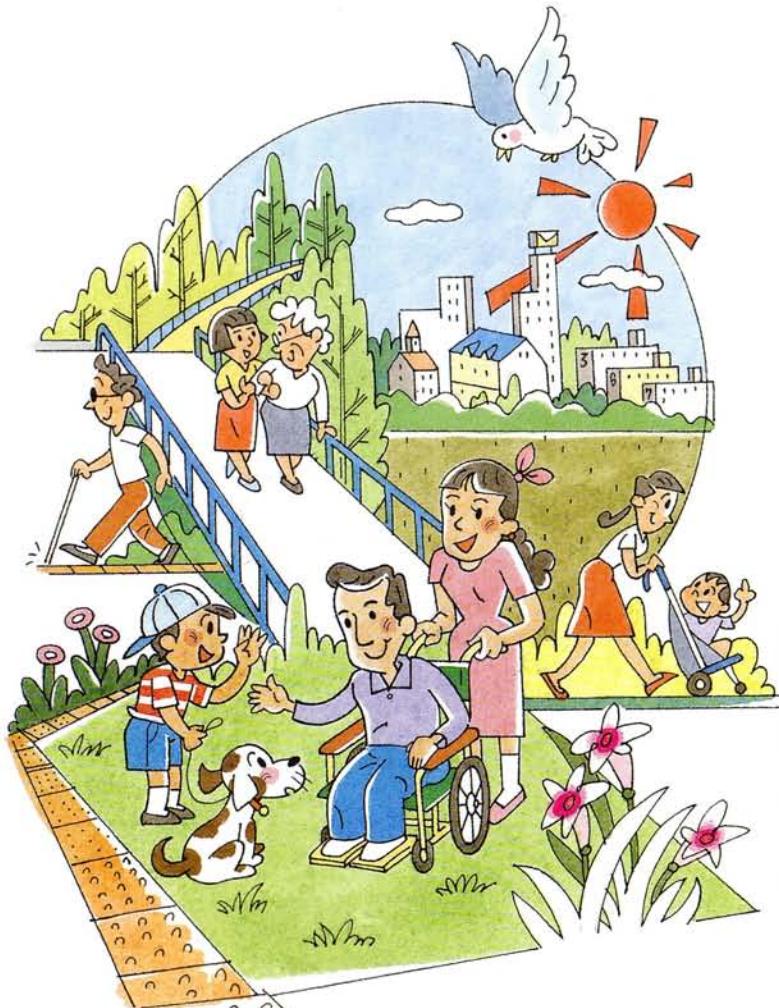
近年、市立の施設には、歩行の困難な人に配慮した設計が、多く見られるようになっている。しかし、鉄道駅については、困難な問題が多く、引き続き検討を進める必要がある。

4) 人間にやさしい道路・モデル事業の実施

道路の整備・改良、通過車両の排除、自転車道の整備などの手法を組み合わせて、障害者や高齢者への目配りをきかせた、回遊性の高い道路の実現を、モデル事業として試行する。基礎的住宅街区の保全モデル事業[→P90]と組み合わせる可能性のほかに、^{*}武蔵境の福祉都市モデル事業[→P99・まちづくり事業]、玉川上水整備[→P85・緑地計画]に伴

う市道40号線の整備、吉祥寺再開発[→P96・次期再開発事業の検討]における街路整備などが考えられる。

また、子どもたちのモビリティの確保も重要である。長期的には、子どもたちだけで、市内全域を、安全に往来できることを目標として、上記のコミュニティバスなどと組み合わせて、種々の施設への足を提供する方策を工夫する。環境浄化対策および緑の遊歩道政策も、この観点から見直して、いっそう強化する必要がある。



(5) 自転車対策の推進

駅周辺の放置自転車は、街路の機能とアメニティを損なうことが甚だしく、対策を求める市民の要望は高い。しかし、一方では、自転車が、多数の市民の足となっている事実がある。また、高い地価などのゆえに、即効性のある対策は見いだされていない。本計画期間においても、市は、これまで同様、相当の費用をかけて、自転車対策に力を注ぐが、それでも、事態の急速な改善は困難であろう。

本市の自転車対策の基本的な方向は、放置自転車に対する規制を徐々に厳格にすることであるが、利用者が納得してそれを遵守するためには、それに見合った駐輪場を設置することが必要である。

1) 所要の駐輪場の建設

① 三鷹駅および武蔵境駅においては、整備を進めることで、事態が改善に向かっているので、この方針を維持する。

② 最も放置台数の多い吉祥寺駅については、用地難などのため、駐輪場の建設は、困難を極めており、より抜本的な対策を立てる必要がある。

2) 駐輪場の全面有料化の推進

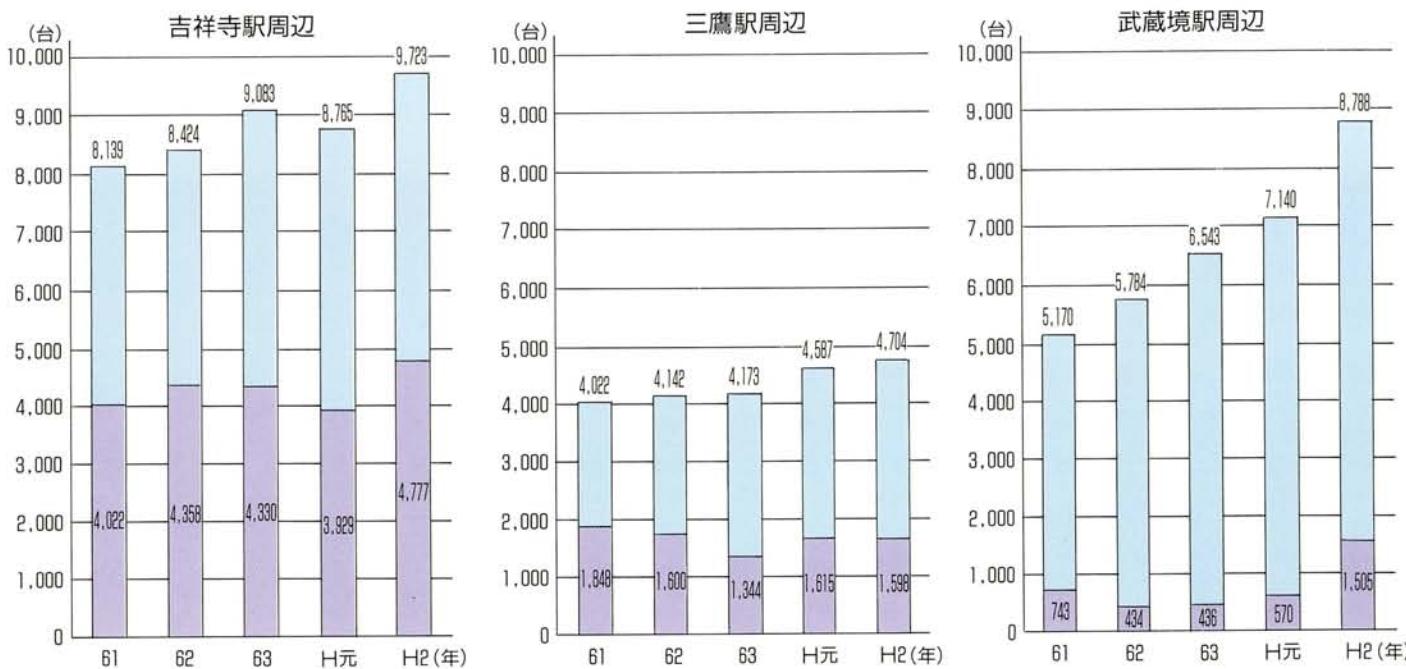
① 市が設置する駐輪場の一部が無料であることから、利用者に混乱を与える状況が生まれている。

② 自治体によっては、当該市民であるかどうかによって使用条件に差を設けるところが現れている。本市でも、放置自転車の半数前後は、近隣の他の自治体住民によるものであり、自転車

■駅周辺の自転車停留台数の推移（過去 5 年間）

PM 3:00～4:00(調査時間)

 放置自転車台数



平成 3 年版「武蔵野市地域生活環境指標」

※ 自転車の放置による市民の生活環境の阻害を防止し、歩行者の安全と防災活動の確保を図るとともに、自転車の適正な利用について定めることを目的として、昭和58年に制定された。

※※ ACCESS
接近近づき、目的地までの交通手段。

対策がたいへんな財政負担を伴うことから、駐輪場使用料などの扱いには、近隣自治体と整合を図る必要がある。

3) ^{*}自転車の放置防止に関する条例の改正の検討

- ① 整理区域を禁止区域に強化する。
- ② 即時撤去の方式を確立する。
- ③ 撤去料の徴収を開始する。
- ④ 撤去および返還の作業の効率化や、処分の迅速化など、規制手続きの実効性を向上させる。

4) 新しい自転車システムの導入の多様な試み例として、以下のものを掲げる。

- ① コンパクトな構造の開発を支援する。
- ② レンタル方式の導入を検討する。

5) 吉祥寺駅周辺の次世代都市計画の早期策定と実



折りたたみ自転車。

施 [→P96・次期再開発事業の検討]

- ① 地下利用により、高齢者のアクセスなどに配慮した駐輪施設を建設する。
- ② 形態そのものの根底からの見直し、例えば、域内の歩行環境を格段に向上することをとおして、自転車で、駅や商店などの目的地にアクセスしなくてすむような交通スタイルを形成する。

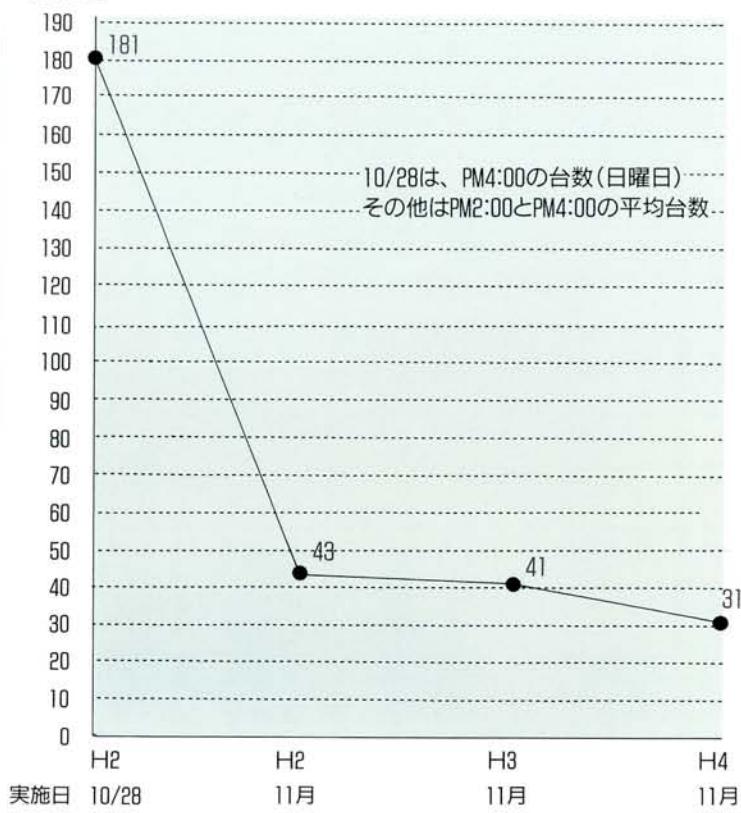
(6) ライフラインの整備

1) 上水道システムの能力と耐久性の向上の継続的な推進

- ① 管網の整備を進め、浄水場および水源用深戸の機能と、水質監視体制を強化する。
- ② 給水区の相互バックアップ体制を整備して、安定供給能力を高める。

■違法駐車台数の推移(実施地域内)

単位：台



交通対策課調べ

※ 河川による都市型水害の防止、地下水の涵養等を目的として設置する、透水管や透水枠等であり、市内公共施設はすべて完了し、民間施設をあわせて951件、対象面積は約66haに達している。

※※ 相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特に、コンピュータを使って、情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるように工夫された統合化ファイル。

- ③ これまで取水してきた深井戸には、水脈の寿命など水源の安定性に問題を含んでいる。そこで、その監視と将来見通しを適宜行うとともに、都営水道への一元化の検討を継続する必要がある。
- ④ 節水型都市構造への転換の方策を検討する。
- ⑤ 水質の向上策を検討するとともに、おいしい飲み水の可能性を探る。

2) 下水道

- ① 公共下水道建設事業により、新設道路における管きょ敷設、および既設管きょの更新を進める。
- ② 西部地域（境南町、境、桜堤）の道路排水施設整備事業を、生活道路の整備と連携して実施する。
- ③ 庁内の第二次下水道計画案のうちで、部分的に改良する事業が、高い費用対効果を持つものは、これを実施する [→P94・水害対策]。
- ④ 水洗化の完全実施を目指して、水洗化費用の融資制度の充実をし、し尿くみ取りの有料化を試みる。
- ⑤ 私有地の雨水浸透施設の設置を推進する。

3) ライフライン建設事業の高度化の推進

ライフライン（エネルギー・水、都市ガスなどの供給網）の建設事業を高度化して、電線類の中化事業または情報通信網建設事業 [→P103・V 地域情報システムの構築] との連携を図る。

(7) 災害に強いまちづくり

災害に対するソフトな施策は、III. 4(1)に示されているので、ここでは、ハード面の計画について述べる。

1) 水害対策

本市の下水道の能力は、概ね妥当な水準であるが、年間数回程度浸水する地区が、なお残されているので、検討を進める必要がある。

- ① 第二次下水道計画案の部分的実施により、効

率的な改善ができるかどうかを検討する。[→ P94・下水道]

- ② グラウンドなどの大規模な空き地の雨水の、下水への流入を制御する。

2) 大地震対策

- ① ブロック塀の生け垣化や狭い道路整備などによって、避難路を整備する。
- ② 違法駐車および放置自転車対策を強化するとともに、路上看板の規制と誘導を強化する [→ P88・道路環境と景観の向上、P92・自転車対策の推進]。
- ③ 構造物の不燃化および耐震化を推進する。
- ④ ライフライン（水道、ガス、電力、通信など）を強化するとともに、非常時用の井戸水源の確保、防火水槽、消火栓、配水管などの整備を行い、震災時の水利不足地域の解消を図る。
- ⑤ タウンウォッキングの提言を整理して、必要な施策をまとめた。[→P94]

(8) まちづくり推進体制の整備

1) 情報の公開と提供

都市基盤の整備について、市民の広い支持を得るために、日頃から、具体的なまちづくり事業について、広く情報を提供し、多くの市民に関心を持ってもらうことが重要である。これにより、直接の利害関係人以外の、第三者である多数の市民の、冷静で公平な判断が世論をリードして、その中で合意が醸成されるような気風を持った地域を目指さなければならない。

2) データベースの構築

地図情報を基礎とする、統合的なデータベースを構築して、事務作業の軽減と市民サービスの向上を図る。

3) タウンウォッキングの発展

- ① ビデオ機器などを活用して、検討作業などを進め、情報の共有化をする。さらには、CATV

※ Total Welfare Configurated Cityの略。
高齢者にやさしいまちは、障害者にも他のすべての人にもやさしいといった福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備していくうといふもの。

[→P103・V] その他の発表機会を設けて、より広い範囲での、討議の材料とする。

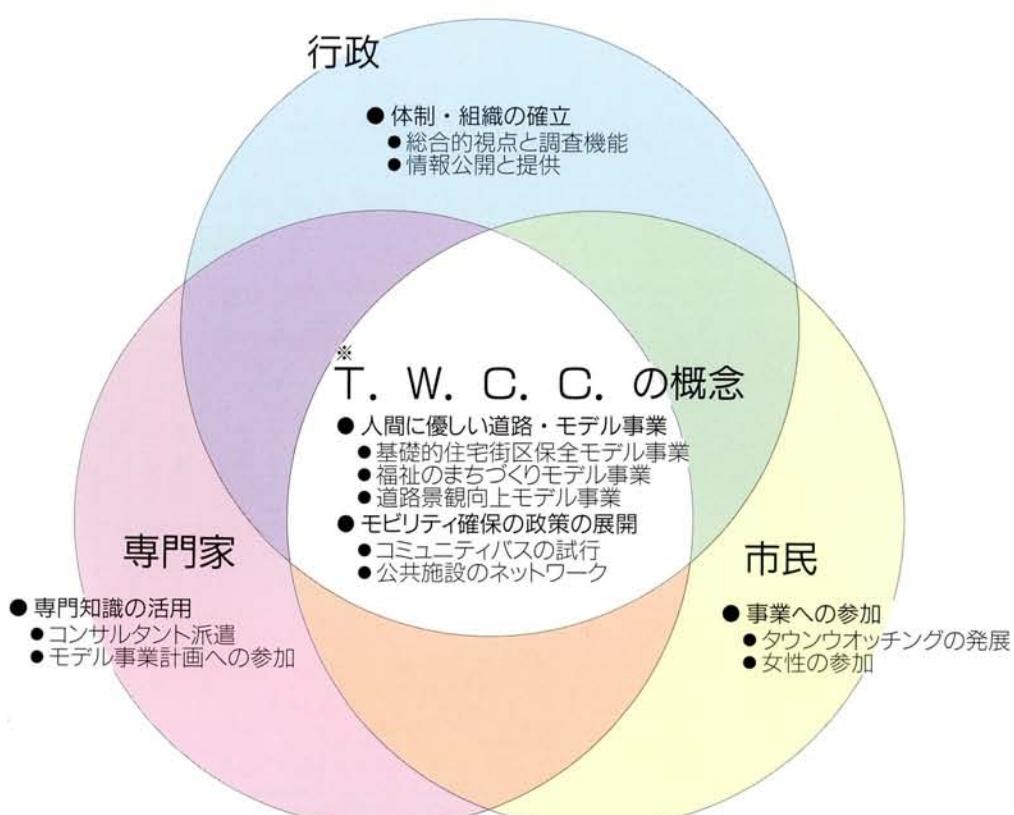
- ② 市の職員やコンサルタントなどの、専門家の協力を得て、具体的な施策の提案まで試みる。
- ③ 適当な場合には、基礎的住宅街区の保全モデル事業 [→P90] に発展させる。

4) まちづくり事業への女性の参加

本市の都市計画は、福祉、文化、子育てなどの、市民の生活全体を支えるインフラストラクチャの整備へと、その基礎理念において、大きな転換期にさしかかっている。そこで、市民の多様なニーズ、とりわけ萌芽的なニーズを見いだすために、女性の活動の場を拡大する。

5) 体制・組織の確立

■まちづくり推進システム



※ 戦後、吉祥寺駅北口に発生したマーケットで、4商店会からなり、敷地約2800m²に約120軒の商店がある。防災上、高度利用の面から再開発が必要とされ、促進協議会が設立され、検討が続けられている。

※※市内3駅周辺の都市計画は、武蔵境駅北口を最後に完了する。しかし、予想以上の市街化の進展で多くの課題が発生した。これらに対処するため、都市計画協会に委託して、平成元年より地下を含めた高度利用の検討が進められている。



4. 圈域別の都市計画

(1) 吉祥寺圈

1) 市街地および街路の整備

- ① 北口マーケット地区を整備する。ただし、「市場」への配慮が必要である。共同ビル化整備事業への助成などの誘導政策を実施するとともに、市道190号線を整備する。
 - ② 都市計画道路3・4・13号線を事業化して、交通渋滞を緩和する。
 - ③ 商業地域内の区画道路の拡充整備を行う。
 - ④ 吉祥寺駅と井の頭公園を結ぶ道路網を、拡充し、整備する。

2) 住宅地の保護と整備

詳細は、住宅マスタープランで検討する [→ P90]。その基本的な考え方は、用途規制の単純な緩和はすることなく、良好な住宅地を厳格に保全す

るとともに、住商の混在地には、新しい用途地域制度を活用した誘導的規制と、市の事業を組み合わせつつ、地域の整備を推進することである。

さらに、適当な地区においては、基礎的住宅街区の保全のためにモデル事業[→P90]を試行して、コミュニティの保全に努める。また、圏域内には、駅へのアクセスの不良な地区が存在する。モビリティの確保は、コミュニティの保全にとって重要な意義を持つので、新しい交通手段の導入[→P91・ハイモビリティ都市の構築]、区画道路の新設などを検討する必要がある。

3) 次期再開発事業の検討

次期再開発事業は、駅前広場高度利用構想調査委員会の成案を持って、実施計画を策定する。再開発の着手は、武蔵境駅周辺の整備の、めどが立った時点とし、それまで十分な調査と検討を加える。



計画の基本的な要求事項は、以下のとおりである。

- ① 駅前広場の形成を含む、南口の再開発の事業化を急ぐ。
- ② 骨格道路の不足を解消し、自動車と歩行者の動線計画を確立する。
- ③ 必要な容量の駐車場および駐輪場を整備する。そのうえで規制を強化して、違反車両を厳格に排除する。
- ④ 上記の目的のために、立体的な土地利用(地下利用およびデッキ利用)を研究する必要がある。
- ⑤ 誘導型の用途地域指定手法の活用などによって、魅力的な業務地区を形成する。
- ⑥ 資源およびエネルギーを浪費しない、環境保全型の、都市構造の形成を目指す。

(2) 中央圏

1) 中央文化ゾーンの整備

大型の文化施設およびスポーツ施設の集積をお継続する。それとともに、これらの施設の利用性を高めるために、地区全体に、バランスのとれた都市機能を持たせるようとする。

- ① 交通体系を重厚なものとする。市内のすべての地区からの、市民の足を確保するとともに、施設をゆっくり楽しめるように、バスなどの、運行の時間帯の拡大も必要である。
- ② 駅やバス停と施設をつなぐ経路は、芸術鑑賞やスポーツ活動の余韻を楽しむ「かたらいの道」として整備する。
- ③ 公共施設の地下などに、十分な駐車場を備え



る必要がある。

- ④ レストランなど関連店舗の立地を促すような、集客力の高い街区の育成を目指す。

2) 三鷹駅北口の整備

- ① 市の既往の調査結果を基礎に、実行計画を作成する。ただし、駅前のデッキ構造計画については、反対意見が強いので、特に慎重な検討をする。
- ② 玉川上水と西久保公園・野鳥の森公園を一体として整備し、中央公園までの空間をつなぐ自然ゾーンを形成する。[→P85・緑地計画]

3) 西久保2、3丁目地区の整備

- 災害に強く、快適な生活ができる街区を形成する。市と市民の合意を基礎に、事業計画をつめる。

地区の都市像、およびマンションの建設ラッシュへの対応策については、検討を継続する。

4) 緑町公園住宅の建て替え [→P90]

家賃の大幅な上昇、高層化、緑地の減少など、問題が多いので、事業者である公団と十分に協議し、市の要望を反映させる必要がある。

(3) 武蔵境圏

1) 武蔵境駅周辺再開発事業の完成

武蔵境駅周辺の整備は、第二期長期計画の重点事業として、順調に進ちょくしているので、これを完成させる。また、JR中央線連続立体交差化事業と並行して、駅の南北を一体化したまちづくりを展開する。

2) JR中央線の連続立体交差化の促進

- ① JR中央線の連続立体交差化事業は、関係自治体と協力しつつ、事業の促進を図る。
- ② 都市計画道路3・3・23号線を完成させ、さらに南方へ延伸する。
移動のなめらかなつながりを重視した、人間にやさしい武蔵境駅の設計を行う[→P91・公共施設における移動の連続性の向上]
- ③ 外国人を含め、訪問者にとって見通しのよいまちにするための、案内板などを工夫する。

3) 骨格となる幹線道路の建設

- ① 都市計画道路3・3・23号線のバイパス路線を新設し、交通の集中を防ぐ。
- ② 都市計画道路3・4・24号線および同三鷹3・3・6号線の早期着手を都に働きかける。
- ③ 区画道路網を充実する。

4) まちづくり事業

- ① 緑化計画[→P85・緑地計画]。境地区のイメージである、緑と水を活用したアメニティ施策を行う。例えば、旧用水のシンボルの整備、玉川上水散策コース、境浄水場の一部公園化、武蔵境一関前地区を結ぶ緑道の実現、仙川の親水性の保全などを推進する。
- ② 福祉のまちづくりモデル地区整備事業の実施。武蔵境地区を、福祉に目配りのいきとどいた都市として整備していくために、人間にやさしい道路の具体化などのきめ細かな方策を見いだして実施する。当面は、都の補助を考慮して、駅周辺を対象とするが、成果を確認して、漸次拡大する。
- ③ 学園文化都市を目指したまちづくり。周辺にある大学との連携を強め、大学周辺の都市整備、アクセス道路の回遊性の向上、バス交通の充実など、公共サービスを充実する。

5) 公共交通（バスのサービス）の整備

JR中央線の連続立体交差化と幹線道路の整備によって、バス交通を大幅に充実する条件が備わる。そこで、武蔵境圏の特色となる、圏域の南北一体としたまちづくり、駅へのアクセスの不良な地域の解消、および周辺の大学への交通利便性の向上を目指して、コミュニティバス[→P91]を含めて、便利なバス交通体系を整備する。

6) 農林水産省食糧倉庫跡地（武蔵境駅南口）の活用

武蔵野市および武蔵境にふさわしい、市民の文化活動の拠点となるような都市施設を建設する。

7) 武蔵境駅北口地区の整備

- ① 区画道路を充実する。
- ② 市街地再開発事業を完成する。再開発ビルの建設を進め、市の権利床には適当な文化施設を設置する。
- ③ 商業地域の建物を整備する。共同ビル化などを促進し、あわせて建築協定などによる美観の向上を試みる。

8) 関前地区の都市計画

宅地転換を選択した農地を適切に誘導し、無秩序な開発を抑制して、良好な宅地にするとともに、生産緑地の保全を図る。このために必要な区画道路の新設整備を推進する。

9) 住宅・都市整備公団桜堤団地の建て替え事業への対応

基本的な考え方は、緑町団地と同じであるが[→P90]、地域特性の違いを考慮して、注意深く対応する。

- ① 高齢者福祉を中心として、住宅問題に対する行政の対応が、現在、急速に改善されているので、施策を柔軟に修正していく必要がある。
- ② 規模が大きいので、建て替えによって、バランスのとれた都市機能を街区に持たせる、という視点が大切になる。